



2017年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役会長兼社長 村田 恒夫
(コード：6981、東証第1部)
問合せ先 広報室長 生 鷲 匠
(TEL. 075-955-6786)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2017年7月28日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 7,835株
(3) 発行価額	1株につき17,270円
(4) 発行価額の総額	135,310,450円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。） 7名 4,700株 執行役員 14名 3,135株
(8) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、本日開催の第81回定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために、年額3億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることが承認されました。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額3億円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること、等が含まれることといたします。

4. 執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入

本日開催の第81回定時株主総会において対象取締役に対する本制度の導入が承認されました。対象取締役に対し、本制度を導入するのにあわせて、当社の執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。

5. 今回の発行内容

今般、当社は対象取締役7名及び執行役員14名（以下「対象取締役等」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計135,310,450円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与することにいたしました（このうち、対象取締役に対して付与する金銭報酬債権の合計は81,169,000円）。本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等21名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。なお、対象取締役等に対し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限期間は3年間といたします。

6. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

2017年7月28日～2020年7月27日

（2）譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件とし、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により退任した場合その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、退任の時又は正当な理由があることを取締役会が認めた時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

本割当株式について譲渡制限が解除されないことが決定した時点で、当社は当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社及び対象取締役等は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意している。

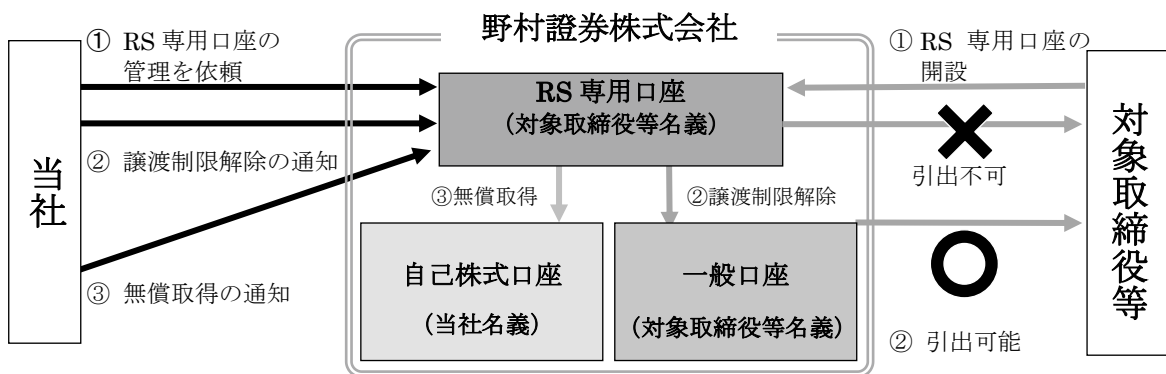
(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転その他の組織再編等の効力発生日等が到来する場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部又は一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

7. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象取締役等に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第 82 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2017 年 6 月 28 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 17,270 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所における当社の普通株式の 1 ヶ月（2017 年 5 月 29 日から 2017 年 6 月 28 日まで）終値単純平均値である 16,164 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率 6.84%（小数点以下第 3 位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3 ヶ月（2017 年 3 月 29 日から 2017 年 6 月 28 日まで）終値単純平均値である 15,634 円からの乖離率 10.46%、及び 6 ヶ月（2016 年 12 月 29 日から 2017 年 6 月 28 日まで）終値単純平均値である 15,691 円からの乖離率 10.06%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考) 【譲渡制限付株式 (RS) 制度における RS の管理フロー】



以上